

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成19年5月22日（火）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録			
平成１９年５月２２日		開 会	午前９時３０分
		閉 会	午後０時１３分
出席者	委員	加 藤 明 徳 東 條 恵美子 米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 江 成 直 士 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦	
	議員	オブザーバー 小 林 正 明	
欠席者		な し	
説明のため の出席者		な し	
事務局 職 員		今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班副主幹 中村同課調査班担当課長 川野同課同班副主幹 田中庶務課長	

協議事項	議会制度等に関する検討結果について その他
傍聴者	なし
署名	委員長

午前9時30分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

—————◇○◇—————

議会制度等に関する検討結果について

○岸浪委員長 議会制度等に関する検討結果についてを議題とする。

前回、事務局から資料に基づいて、議会制度等に関する検討結果について説明があった。その中で、一般質問については、おおよその傾向としては、新しい、まさにきょう、結果を踏まえて、各会派の構成が変わるという形の中で、6月からは、会派の構成によって、一般質問の質問者数を決めるということで申し送られてきているという説明があったと思う。その結果について、もう1回協議をしてもらうという部分から入っていきいたいと思う。

一般質問者数は、正副議長、監査委員を除く議員の半数で24名となっているが、会派の割り当てについて、各会派の考え方を伺うということで協議に入っていく。

意見はないか。

民主クラブ。

○大沢委員 会派でも聞いているが、一般質問の質問者数が議員の半数ということになった今までの流れを、改選後初めての議運なので、確認の意味を含めて聞きたい。

○岸浪委員長 4年間の話をするのか。

○大沢委員 どのような流れになって、議員の半数に決まったのか。

○岸浪委員長 なぜ議員の半数と決まったのかについて、事務局から説明させる。

○佐藤議事調査課主幹 半数に決まった経過については、一般質問については3日間かけて行うという中で、全員が一般質問をやる権利がある

ということから、半数という結論が出されたと理解している。

○岸浪委員長 非常に難しい質問で、また、唐突な質問だから、答弁するのは大変だったと思うが、今までいろいろ各会派で検討してきたことと思うが、どうか。

民主クラブ。

○大沢委員 会派でももちろん聞いているが、ちょっと個人的には聞いていなかったものだから、そういう意味で、確認を込めてさせてもらった。

○岸浪委員長 何でも結構だから、質問を出してほしい。

共産党。

○藤井委員 質問ではないが、私どもは、このことについては賛成しなかったというか、やはり希望者全員が質問ができるということが大事だし、議員としての最も基本的な活動だという立場で、こういうふうに最初から制限を決めるということには賛成してこなかった。前日も発言したが、新しい議会の構成になった中で、本当にこのことが必要性、妥当性があるのかというような議論はできないものかという気持ちをいまだに持っている。そのことを言わずして次の議論には入れないということで、ちょっと理解してもらいたい、そういう点はいかがか。

○岸浪委員長 今の発言はちょっとわからなかったが、それを皆さんに諮るという意見か。

○藤井委員 諮ってもらえればありがたいが、それは委員長の――。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 共産党からそういう意見もあったが、過去の経過の中で、議会制度検討協議会、平成15年6月に設置しているのが一つ。要するに、もう4年間も検討してきているという一つの流れがある。

もう一つの部分として、18年6月定例会では、総括質疑を代表質問・個人質疑に移行した。要するに、今までの協議を踏まえた中で、一部、形にしている部分がある。

逆に言うと、一般質問を18年6月定例会で実施しようという、前段の部分では、ある意味もう決定していて、あとは質問者の数以外は決定しているわけだから、とりあえず、きょうの議運では、そのかなりの部分を決

定して、残り、要するに、総括が始まったとき、一般質問が始まった、常に変わっていかねばいけない部分があると思う。そういった部分では、新しい制度を導入した中で、次のもっといい制度があるのではないかという部分も検討していくべきではないかと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 議会制度の検討協議会もずっとやってきた、検討してきた中に、やはり、常に見直しを含めて実施をしていくという認識のもとに、見直しを含めて考えていくということは大前提にあったと私は記憶しているが、そのことについてはいかがか。試行みたいな形も含めてということだったというふうに認識しているが。

○岸浪委員長 だれが答弁するか、事務局でいいか。

○佐藤議事調査課主幹 見直しを含めてというか、まず最初に議会運営委員会の中で、何項目かの検討項目が出された。この項目については、議会運営委員会の中で検討していくのはなかなか難しいだろうということで、議会制度検討協議会というのが発足して、その中で、検討項目ということで今回出されたもの、その項目について限定してやろうということで協議の中で一貫して言われてきたということで、その後につけ加えるということが、なかなかされなかったという経過はある。だから、その見直しというのは、項目ですべて出されているという中で協議されていた。

○岸浪委員長 いいか。

○東條委員 私は、やってみて、試行してみての見直しというふうにするのか、新しく作り出すというふうにするのがいいのか、ちょっとわからないが、含めて制度を考えていこうではないかというような認識を持っており、一つ、4年間やってきた中で、議員の人数がふえるという認識があったわけだが、そのところについても、ふえてから考えてみようではないかという話になっていたのではないか。だから、3日間ということは、もともと46人の議員数の中で8時間、7時間か、それを割って1人何分ということの中で出てきた数字なので、そのところが、人数が変わってきた中で、3日間はコンクリートされて、人数の検討だけがされること自身も、果たしてこれでいいのかどうかということを考えなくてはならないのではないかというふうに私自身は認識しているが、そのところは

間違っているか。

○岸浪委員長 どうか。

○佐藤議事調査課主幹 それは議会運営委員会の中で決定されてきたことなので、皆さんの中で決めてもらいたい。

○岸浪委員長 そういうことだそうである。

○東條委員 そういう認識だったのかどうか、諮ってもらえるとうれしい。人数がふえたことによって、そもそも論のところが変わってきている。議会制度検討協議会のそもそもの全部を見てもらおうとわかると思うが、何分というのを議員数で割った。そういうような経過の中で、この数字が出てきているという認識を私は持っているが、そのところが変わってしまう中で、どうなのかというところを考えなければいけないのではないかと言っている。

○岸浪委員長 だれにどう答弁してもらってもわからないし、意見交換ということもあるが、ただ、委員長として一言言わせてもらえれば、きょうの進め方についてだが、とりあえず、前期の3月の段階で、まとめられたことがある。それをもう1回、その議論を戻すということは、意見を言うのはいいが、そのことについて、みんなでお互いやり合うということとはできないと思う。そこまで戻したくないというふうに私は思っている。だから、この前も議会から質問があったとおり、その時点で会派構成が決まっていれば、多分、意見が出たと思う。ただ、選挙というものがそこに挟まっていたから、そこまで入れるのはやはりいかなものかということで、それは選挙があつて、新たな会派構成によって変わってくる数字だから、その部分については新しいメンバーで決めてもらおうと、これが趣旨だと私は思っている。だから、その全部を、3日間の話とか、確かに意見としては言ってもらって結構だが、ここで議論する内容ではないと思っているので、そのことについては、ぜひ理解をしてもらいたい。

共産党。

○藤井委員 委員長のこれまでの議論の経過の流れの中でという話はよくわかるが、せっかく無所属クラブが意見を言ったので、なるほどと思った部分もあるので、要するに、議会制度検討協議会のときには、合併ということは全く前提にしていなかったもので、その当時から比べると議員は

6人ふえているということがあって、そうであった場合に、例えば、あのときには3日固定ということで話が進んでいったわけだが、本当に合併をして、議員数もふえてという中で、そういうことも含めて、本当にどうなんでしょうかと、1回立ちどまって考えてみることも必要なのではないかと、いうことを意見として言いたい。

○岸浪委員長 無所属クラブ、何か。

○東條委員 私自身は大前提が崩れているのではないかという認識を持っており、もちろん、前に進めていくこと自身をおかしいと言っているわけではないので、委員の方々の意見を認識として聞いてもらいながら進めていってもらいたい。委員長が早くにという気持ち、委員長の役目としてはわかるが、聞いてもらえるとうれしいと思う。

○岸浪委員長 今、昔の資料をひもといたら、一番最初の検討協議会の中では、一般質問の日程は、大体、現行2日間ぐらいの日程でいいというふうな案も少しは出ていたが、その途中で、3日という部分をきっちり確保しようというふうに意見が変わってきたように私は記憶している。その3日の確保もしなければいけないというのは、一般質問の議員としての力が出てくる部分があるだろうし、それから、合併協議が同時に並行して進んできた、そういうふうな過程の中で、やはり、一般質問をきっちり3日確保していこう。それから、あともう一つは代表質問制がきっちり決まった中で、決算と予算のときは5日間という形に、だんだん決まってきたのではないかというふうな記憶をしている。だから、一番最初のその議論というのは確かにあったと思うが、少しずつ、4年間の流れの中で、いろいろな議会を取り巻く状況が変わってきたから、その中で、議員の一般質問ができる数だとか、公平感とか、それから、議会だよりの中に氏名を掲載するとか、いろいろな条件が絡み合いながら議論してきたと思っているので、むしろ、その辺をぜひ理解してもらえればと思うが、一言言わせてもらった。

まだ時間はあるから、今、まとめの話を出してもらったが、もう少し議論をという部分があったが、それを否定するものではないから……。

オブザーバーで出席している小林議員から先ほど手が挙がったので、話をしてもらってもいいか。――

では、小林議員。

○小林（正）議員 それでは、委員長から特別な許可をもらって、本当にありがとうございます。

私も相模原市議会の今までの経過とか慣例についてはふなれな点があって、これからの発言について、多少、迷惑をかける部分あるいは耳触りな部分があるかもしれないが、どうぞ御容赦いただければと思う。

私、今まで何日か出席させてもらったが、特に今議論になっている一般質問の議員の半数の問題について、意見というか、言わせてもらえればありがたいが、いいか。

○岸浪委員長 はい。

○小林（正）議員 経過は今まで傍聴させてもらったので、前日の経過ときょうの経過、そういう中で、たまたま城山の町議会では、私、8期やっており、その中で、議会の活性化検討委員会というのをやっていた。そういう中で、町議会で16人の——当時は18人で構成したこともあるが、2日間の一般質問を通告制でやっていた。その中で16人を3倍すると、先ほど機械的な議論があったので、6日間あっても、議会確保というのは、当然、政令市を目指せる市の議会運営としては、このくらいの日程を確保しても一つもおかしくないという印象を持っている。

そういう中で、過去の一般質問の実績というのも踏まえなければいけないと思うが、基本的には、3日間の確保をするために定数で割ったという話を伺って、ある意味で、私は、本当にこれは一般市民の皆さんから見て、議会制度改革になっているのかどうかというのが、ちょっと疑問な点がある。これについてはもう意見を言う必要はないが、そういう中で、もし通告の人数がふえれば、これはする、しないは全く自由だが、少なくとも議会の場というのは、きちんと議論をする場だと私は思っている。特に市民あるいは国民の中から議会のあり方が強く求められていると思う。そういう中で、やはり行政の批判とか監視機能の重要な部分を占める議会活動の中で、一般質問というのは議員としての固有の権利だと思う。これは自治法上は規定はないが、固有の権利だというふうに認められている。そういうことが今までの議論の中で議員の半数ということで制限されると、これは極めて議員活動に対する制限という形で作用するのではないか、これを危

惧するわけである。そういうことで、通告した方たちが半数足らなければ半数でもいいわけだが、少なくとも一般質問というのは、一般事務について積極的に政策論争をしようという議員の方がいらっしゃる以上は、日程を延ばしてでも確保すべきだというのが私の考えだし、今まで議員活動をやってきた中で、議会を市民の皆さんがどう見てるのか、本当に議会活動が市民の皆さんから見て満足できるものとしてとらえられるのかどうか、これは大きな重要な点だと思うので、あえて私、2日間傍聴させてもらった。そういう中で、もしこれが議員の半数となると、一般質問が年に2回しかできない。確かに、前段の総括質疑は個人質疑ということで10分間できるが、延べ時間からすると、質問時間の削減である。やはり市役所は市民の役に立つ場であるべきだし、議会は議論をする場、そういった議論の時間が確保できる場にしなければ、私は市民の皆さんから批判の対象になるのではないかと危惧するものである。そういった意味で、細かい質問者数の運営の仕方は私もまだ定かではないが、少なくとも時間の制限については、私は一定程度あるべきだと思うが、城山の場合は、60分で一問一答方式でやっていた。だから、ここでそれをすべきだということは言わないが、時間の制限については理解できるが、人数の制限というのは、議員の固有の権利だということを踏まえるならば、私はここで質問者数の制限をするのはいかなものかと思う。

○岸浪委員長 ほかに質問は。――

それでは、協議を一步進めていっていいか。――

前回の議運でも事務局から話もあったが、4年間の議論、協議を踏まえての申し送り事項になっている質問者の数に入っていきたいと思う。前期の2年間の議会運営委員会の中でも協議してきたが、言葉的には、正副議長と監査を除いた議員の半数ということで決めていこうということだったので、これの具体的な決め方は、どういうふうにすれば、皆さんがそれぞれの立場で満足できるようなことになるのか、理解できるようなことになるのか、意見をもらえればと思う。

無所属クラブ。

○東條委員 申し送りの中で、会派構成の割り当てという話が出てきたと思うが、少なくとも、会派構成の割り当てではなくやっていくという

ことに関しては、皆さん、意見はいかがか。要するに、通告順で、例えば24人ということであれば、24人まで頑張って入れてというところの中で、会派構成は考えずに、これは3日間の時間との絡みの中で24人ということであれば、一步譲って、そういうことの中で、会派の割り当てではなく、人数で順番に割り当てていくという形で、今までの議会制度協議会の変更する前のことと同じと思うが、そんな形ではできないか。

○岸浪委員長 それぞれの意見があると思うが、では、順に聞いていく。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブとしては、そもそも46人を全員がやるのが平等と。1会議では難しい、物理的なものもあるので、2会議に分けて半分ずつという話がそもそもの話であったということなので、新政クラブだと17名、半分になるわけなので、その半分で奇数が出るので、例えば9と8の回数があるとすれば、奇数の会派で調整して、各会派ごと、半数を出すという形で、会派で割り当てていく方式でやってもらいたいと思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもも、その辺同じようなことを考えていたが、奇数になる会派がたしか4つぐらいあるかと思うが、その部分についてはそれぞれ、例えば私どもの会派であれば、7なので4と3という形で一方がそういうふうになるので、その辺は、奇数になる会派での調整をする中で、1人が年2回できるような形での確保でいいと思う。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 やはり公平性の観点から、会派割り当てでいいのではないかという思いである。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 個人的には初めてのことで、経緯等を十分了解していない部分があって申しわけないと思っているが、やはり先ほどあったように、質問をするというのは議員一人一人にとっても最も大事な議会活動という視点からすると、率直に言って、議論を封じるというのではないが、一元的に質問者の制限をしていくということについての疑問という思いは残っていることが、まず第一である。

ただ、これまでの経緯の中でこういう方向が出てきていたのだとすれば、それはそれで一定の尊重はしなければいけないし、その中で、先般言ったように、議会の活性化、議員個々が持っている、一般質問において問題を提起し、問題をチェックをし、もって、この市政全般の発展を図るという趣旨からすれば、先ほど来言っている個々が持っているものを尊重できるという視点で検討することが必要ではないか。奇数の処理の問題等含めて、それから、無所属クラブから出た単純に会派案分にするということではないということを含めて、もうちょっと検討してもらえたらと思っている。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 どのような形でこういうことを決めるかということについては、なかなか意見を出しづらい部分があって、そういう意味では、会派構成でない形での運用というのがあるのかというのを、今聞いていて、へえと思ったが、その辺のイメージがちょっとよくわからないので、そういうことも聞いておきたいと思う。

○岸浪委員長 今質問が出たが、無所属クラブから提案が出た内容だが、もう少しイメージがつかめるような説明をしてもらえればと思う。

○東條委員 私は、そもそも論のところ、議員としての権利がより行使しやすいように、要するに、議会の活性化というところを考えたときに、会派割り当てということが果たして本当に活性化になるのかということもあって、それで提案をした経過がある。一般質問そのものは、会派に縛られることなく、個人の議員の権利であるという大前提の中で、会派というものがそこに出てくることにやはり違和感があるので、会派の中の時間調整はある程度はあってもいいと思うが、本来のところは、そういう認識の中での発言だった。

○岸浪委員長 会派構成は別にして、1 定例会ごとに議員の数を決め、例えば今定例会は50人全員やるということだろうと思うが、そういったイメージか。

○東條委員 そうである。

○岸浪委員長 そういうイメージだそうである。共産党、どうか。

○藤井委員 強いて方法をとわれれば、とにかく毎回、希望者は全員通告を出してみる、テーマと要旨と出してみる。その上で調整が必要だ

というような、というのはいかがか。

○岸浪委員長 今、また意見が出たが、どうか。

新政クラブ。

○阿部委員 そもそもの話になってしまうが、いろいろな意見がたくさん出て、それはそれとしてすごくいいと思うが、小林正明議員から出た議会の活性化の話も含めて、議員の役割の充実とか、よりよい議会をつくるという話は継続してやらなければいけないと思うが、最初に中村委員から話したように、これまで決まった部分から先のところを6月議会でどうするかという議論をこちらとしては決めなければいけない、議運の場として、それを決める場だと考えて準備してきているので、そのところをまずしっかりと話し合いをして、それとまた別に、議会の活性化とか、いろいろなやり方の議論を進めてほしいと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 今、共産党から言われた意見の中で、確かにアイデアとしては非常にいいと思うが、ただ、通告した後に調整するというのは、議会で考えてみた場合、あるいは議員個人が一般質問をするに当たって、1カ月前、1カ月半前から準備していると思う。もっといくと、今定例会のうちに次定例会の一般質問を準備している議員もいるから、そういうふうな状況を考えていくと、通告を受けてから調整というのは、議会運営としては難くなるのではないかと思う。そんなことをちょっと今思い浮かべたが。

○藤井委員 そういうのは思う。これは自分で言いながら、こんなことをやっていいのかという思いがあるが、例えば、調整の結果漏れたものは文書質問として扱って、当局は文書で答弁するということもあるのかなと。こういうことがいいのかどうかというのは考えられる。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 先ほど、それぞれの会派から質問者の数の考え方についてあったが、その中で、後に出てきた部分だが、私も基本的には会派構成ごとの質問ということでもいいと思う。

○岸浪委員長 総体的に、今、会派構成で決めていこうという部分で、具体的な数字を自分の会派であればというふうな例題を説明しながら、その考え方について述べた会派と、それから、あと二つの会派については、

もっと別の方策をとということで今議論を深めてきたが、これを踏まえてどうか。他に意見がなかったら、ここで小林議員の手が挙がっているので、意見を聞きたいと思うが、いいか。――

では、どうぞ。

○小林（正）議員 そもそも代表質問というのは、会派を代表して行う質問ということが大前提である。一般質問というのは個人質問と言われるように、議員個人の固有の権利である。このポイントが大事だと私は思う。そういう中で、確かに、ここの議運の構成を見ると、会派を代表して来ているというのもわかるが、ところが、その混同があって、一般質問という議員個人の固有の権利を4の質問時間の説明書きの中で、会派内で持ち時間調整ができる、こういう発想というのは、個人の固有の権利だということをどこかに置いた内容だと私は思わざるを得ない。本来、議員個人の固有の権利だとすれば、個人間で持ち時間を調整できるという発想ならまだしも、会派内で調整できるというのは、そもそも、私はいかななものかと思わざるを得ないところがあって、この根拠は、そもそも今議論の前提になっているこの会派内で調整をしたり、あるいは議員数を云々するというそういう根拠は、そもそも大前提が、あえて言うと、大変失敬な言い方をして申しわけないが、議員の人数を半数にすることの制限も含めて、あるいは会派内で持ち時間調整ができるということも含めて、政令市を目指す議会のあり方とは根本的に違うのではないかと考えている。

○岸浪委員長 大変厳しい言葉があったが、今までの議論にかかわっていないので、多分そういうふうな認識だろうというふうに思っているが、政令市を目指す相模原市議会としてはという話もあったが、意見として承っておきたいと思う。

ただ、1人20分の議論についても、前期2年間、議運の場で相当、時間を費やしながら議論をやってきたと思っているので、今の話は意見として承っておきたいと思う。

いかがか。

○江成委員 この議論の以前の質問で恐縮だが、初めてということで許してもらいたいが、今まで人数制限をしないで3日間の日程で一般質問をやったら、これがやり切れないほど相当きつく、ぎゅうぎゅうだったの

か。制限をするというのは、議論としては、やり切れないから制限するというのが一般的だと思う。私はもとに戻すことができるとは思っていないが、ただ、今後やっていくときに、小林議員も言っていたが、議会における議員の質問の位置づけというのは、固有の権利と言われるが、私は、要するに、やはり議員の責任の一端でもあるというふうに思う。だとすれば、極端な話、年間４回の中で半数にすれば２回やる、２回はやれない、あるいはやらなくていい、こういうことになるわけで、下手すると、議員は半分でいいのかなという議論も、ちょっと乱暴かもしれないが、起きかねない。そういう点からいくと、もちろん時間は無制限にあるわけではないから、一定の会期の中でどういう方法がいいのかという議論があり、また、こういう状況なのでこういう制限も必要だということであればわかるが、どうもその辺が、実際どうだったのかというのが、私自身もこれから認識を深めていく上でも、できればこれまでの状況を、きちんとカウントしていたかもわからないので答えづらいところはあると思うが、先輩方に若干聞かせてもらえれば。よろしくお願ひしたいと思う。

○岸浪委員長 議論の過程が、一番最初に議運がこのことについて諮問を受けてやってきた中で、やはり議員として一般質問は、先ほど小林議員から言われたとおり、そのことが基本の部分だが、公平性に欠けるのではないかというふうな議論もあった。だから、議員としての権利を持つ一般質問について、その以前のやり方として、それぞれの意見が強く、もめることもあったので、そういうふうな部分についてどう対処していくのかという議論がスタート地点になったと思う。その中で、では、どうすれば皆さんが合意に達するような一般質問のあり方ができるのかというふうな部分があったように思う。そのときは、構成会派の大きいところと１人で活動している議員との物の考え方、一般質問に対する考え方、相当な開きがあると思っている。だから、時間がかかったと。同じようなことで、相当の時間を費やしたということである。相当な開きがあったということである。ただ、その議論を踏まえながら、ここにしてきたというものは、お互いに、多分いろいろな形で信頼関係を築き上げながらやってきたという部分もあるが、出発点は、やはり公平さに欠ける運営があったので、そういうふうな部分をどう解消しようかという部分があったと思うが、議会全

体として、3日間、常任委員会の報告事項から始まって、その流れの中で、1日目が5時を回ったとか、そういう状況が過去にあったと記憶している。

○江成委員 公平性の問題があったという指摘だが、公平性というのは、1人で何回もやってしまう人がいたり、全然できない人がいたりという意味なのか。どういう基準に対して公平なのか、公平でないのかというのがちょっと明確でなかったのだ。

○岸浪委員長 そのことについて、どの会派からどうということは記憶にない。ただ、そういうことが表現されたというだけである。

○藤井委員 委員長の話の中で、時間をかけて信頼関係をつくってというような話もあったが、私どもは、最後までこのことについては同意をしていないということでちょっと発言するが、確かに、今質問されたとおり、一般質問者があふれて、どうしようもないという状況が実際に表に出て、その上で、ではどうするかという議論だったら、まだ土俵に乗れたが、そういうことにもならないで、ただ公平性という言葉がひとり歩きしてきた。なぜ議員が質問したいというのにできないのかという、議会や議員の役割を一般的に考えるところから考えた場合に、制限をするということは、やはり、なかなか理解が得られないだろうということを思わされて、私どもが同意しなかった……。

○岸浪委員長 共産党から意見が出たが、質問ではないので……。無所属クラブ。

○東條委員 委員長から、市民連合の質問に対して、公平性に欠けるのではないかと意見があって、それを解消していくためというふうに言っていたが、私たちは、前期のときは議運の委員に最後の1年間しか入れなかった関係で、その議論をしてたのかどうか、ちょっと認識がいま一つ、きちっと確認をしていないので申しわけないが、言ってみれば、1回の議会では1人が20分しかできないわけだから、そのところを余分に、本来的には会派の中では調整はできている、前からやっていたが、そういう中で、1人の議員は1回しか一般質問はしないわけである。それから考えると、公平性に欠けるというのは、次の議会のときにもやった、次の議会だと、毎回、議会のときにやっている人とやらない人という認識の中で、それを公平性に欠けるというふうに言っているのかと思う。時間

からすると、例えば大きな会派の方は1時間もできたのに、個人の議員は20分しかできなかったわけで、そのところからすると、時間制限があってだめだと言っている話ではなくて、公平性からすると、1人の議員からすると、そういう意味で、個人個人で考えたら、時間が少ない人と、たくさん持ち時間がある人といったわけである。そういうことを含めて、公平性というのはもともと、何をして公平性というかというところがどういうふうに議論されたのかというところ、私も認識の中でよくわからない。だから、それを解消していくためと、公平性がわからないのに解消していくためというのはどういうことなのかというのが今の回答ではよくわからないので、共産党は最後まで賛成しなかったのと言ったが、私たちはその部分では賛成も反対もなかったわけだが、意見はそういう形で言ってきたというところがあるので、公平性に欠けるというのはどういう意味なのかという認識を、もう一回、具体的に教えてもらえるとうれしいと思う。

○岸浪委員長 構成している会派の人数によって、一般質問のあり方について、意見がそれぞれ出された。その中で大きな隔たりがあった。もちろん、公平性という言葉についても、多分、隔たりがあったのだろうと思う。やはり1人で活動している人と多くの人で活動している人と、それぞれ議会活動した経験の中でそういう言葉を使うから、その言葉の理解の仕方が、それぞれの会派の立場によって、多分、違ったと思う。ただ、それが正しいとか正しくないとかではなくて、公平性という部分を見たところに応じて、大きな会派の人たちと1人で活動している人たちの大きな差が議論の中であった。だから、その部分を縮めていくということで、お互いに共通理解をしていこうと。そういう中で一般質問のあり方を決めていこうというのは、お互いに信頼関係を築き上げてきたと、私はそういうこともさっき話したが、そういう共通の土台に乗って議論をし始めたのが、協議会から提言された以降の議論だと思う。その前まではなかなか、共通の土俵に乗らない状況の中で、いろいろ議論がお互いに進められていた。だから、議長がその提言、代表でやっていたが、ちょうどまとめられた提言内容というのは、意外と弾力性というか、がしっと決めないで、ある程度幅を持って、議運の方でもう一度協議をしてくれというふうなまとめ方をしたのかなと私は感じている。だから、協議会の提言の内容と、今議論

されている内容とは、この２年間の中で少しずつ変わってきていると思う。だから、一番最初、公平性という言葉を使ったのは４年前のスタート時点の話だが、それ以降は、今までの、この２年間の議論というふうな部分の流れがあったからというふうに思う。

１時間議論を進めてきたが、小林議員から手が挙がっているが、いいか。

――

はい、どうぞ。

○小林（正）議員 今話をしてもらって、現実的必要性がないのに、公平性という名のもとに、質問しない人が質問する人に対して制限をかける構造が今見えてきたように感じられた。これは一つの言葉で、気にしないでほしい。私の理解で、極論すれば、そういうふうに感じることもできるということである。

それから、一番重要なことは、現実的必要性がなかったということが、ここではっきりしたということである。そうすると、これは抽象的な論議にすぎなかった、あるいは機械的論議をしたという結論を出さざるを得なくて、一般質問が５時までに終わらなかったとか、あるいは徹夜で２日間もかけて一般質問をやったとか、そういった実態があるならまだしも、その場合は、人数がふえればふえるほど議会は活性化して、議論が深まるわけである。そういう点でいえば、一般質問の日程３日間確保を４日間、５日間、６日間に延ばすことは、一つの報酬をもらっている議員の立場としてはおかしくない、そういうふうに考えるし、やはり議会の活性化、あるいは議会改革という場合、議会の権能を自治法上も極めて拡大する傾向にある。これは分権の受け皿とか何かがなくなたって、一般質問の回数を現実的に減らすということをしているような議会であれば、そういう主張ができなくなる根拠は、市民の目から見れば、極めて説得力ある現実というふうに見られざるを得なくなるのではないかというのを私は懸念する。こういったことが市民の目に明らかになれば、これは先ほどだれかが言ったように、議員数を半数にしろと、私はそういう主張に同調する考え方を持っている。それは極論だが、そういう点では、あくまでも現実的障害がないにもかかわらず、議会の公平性とか、いろいろな名のもとに検討した結果、議員個人の活動を縮小する形をとっているとすれば、これは改悪にすぎな

いと私は考えるし、市民の皆さんに、こういう議会を変えようと言わざるを得ないということを苦言して、発言を終わる。

○岸浪委員長 貴重な意見をもらった。

そろそろ取りまとめに入っていきたいと思うが、今までの議論の中であるか。

新政クラブ。

○中村委員 皆さんから、いい意見がたくさん出たと思っている。しかしながら、前回の議運の中で、各会派に持ち帰ってもらって、きょうの議運で取り計らいをするべき案件については、質問者数をどうするかという部分についての各会派の意見をもう一度という部分だったと承知している。前回の議運の中で配付された資料には、議会制度等に関する検討結果というふうな形での表記があるし、一般質問については、質問者数以外は18年6月定例会から実施ということで、ある意味の決定事項というふうにとらえているので、皆さんから意見をもらった部分を今後生かしていくことは非常に大切なことだと思うが、本日22日、通告は6月1日だったか、すぐ目の前に来ているという部分においては、決定事項を決定して、やはり6月の議会に支障のないような取り組みを議運の中でしていく。もう一方で、貴重な意見を、新しく編成した会派だったり、無所属の方からもらった。それは並行して今後の議運の中で協議していくという形が望ましいと思う。

○岸浪委員長 ほかに意見はあるか。

共産党。

○藤井委員 前回の議運から持ち帰ってということだったが、私もその場で意見は言ったし、新しい議会の構成の中で、立ちどまって考えてみるということはあるといいことだと思うし、結果だから、前回こう決まったから、ここからスタートしなければいけないという、そういう100%のことではないと思う。この議会運営委員会の中で、立ちどまって考えて、もう1回考え直してみようという空気が大きいのであれば、ここの権限で、もう一度立ちどまって、会派に持ち帰って考えるということは、あっていいことだと思う。新しく相模原市議会に参加したオブザーバーの方の意見もきょう初めて伺ったし、そういった空気を、これまで検討に参加してき

た委員なり会派なりとしてどう受けとめるのかということも含めて、もう1回立ちどまって、そこは慎重に考えてみてもいいのではないかというのが私の意見である。

○岸浪委員長 そういう意見があった。

公明党。

○加藤委員 先ほど、短い意見だったが、私どもの考え方は述べたつもりである。基本的に、前回の会議から今回まで、持ち時間にしても、議員の数にしても、会派の中でも検討した上で、今定例会からということでの取りまとめをしてもらえればというふうに考えている。

○岸浪委員長 先ほど、各会派の考え方を聞いたし、公明党からも、6月定例会を目指してということで、前回は奇数の数字をどうするかという具体的な数字が出されていた。先ほどの各会派の意向について、さっきちょっと話したように、大枠的には、会派構成の割り振りというふうな認識をしてもらった会派が3、それから、無所属クラブと共産党から、会派構成ではなくて別な方法もあるのではないかとということもあったし、共産党から、立ちどまってもう一度考えると話された。市民連合については、具体的なところまで踏み込んだ対応は出なかったが、奇数の取り扱いの問題、あるいは全体的な運営の問題について話がちょっと出ていたが、そういうような形で、今のところ、各会派の議論を整理すると、そんな状況である。もう少し意見交換する時間があればというふうに思うが、6月議会を目指してというのは、1つは市民団体の皆さんにも、このことについては報告が行っており、あわせて、市民団体の皆さんから、市議会だよりについては、従来からずっと名前掲載というふうな部分があった。そういうふうな部分では、この6月定例会からそういうふうな形に踏み切るという認識を持っている模様なので、そうすると、これを外すと、また多くの市民からの批判を受けるのは間違いないと私は思っている。果たして議運としてそういう方向に行くのかどうかという部分について、非常に危惧をしている。新しい議会が始まって、ましてや政令市を目指す相模原市議会にとって、市民のそういう団体の皆さんのことについて、皆さん活動をよくよく御存じだから、そういうようなことも一方では考えておく必要があると思うが、それも踏まえて何か。

共産党。

○藤井委員 今、市民団体というのがどこを指しているのかというのは含みを持っていると思うが、私は、もしこの議会運営委員会として立ちどまって再検討してみようということであれば、そのことはきちんと説明すれば理解は得られるものと、議会だよりの議員個人名掲載と連動するという、それが困ってしまうという話については、理由をきちんと説明すれば、理解してもらえるものと確信している。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○阿部委員 今、共産党の話で、そのところは、それはそれとして全く構わないと思うが、ちゃんと説明すればわかってくれるというところは、そのとおりだと思うのでそれでいいと思うが、そうではなくて、これまでずっと検討してきて、その経過を踏まえて次に進む段階に来ているかと思うので、その話を終始一貫して、新政クラブとしては、次に進む6月定例会に向けての話をしているという認識である。

そうでない部分で、あわせて、より戻すというわけではないが、議会制度とか議会改革に関する話という部分、よりよいやり方という部分は常に検討していかなければいけないことだと思うが、それはまた別の議論だと思うので、しっかりと6月定例会に向けて人数を決めていくという部分にそれを組み込んでもらいたいというのが新政クラブとしての意見である。

○岸浪委員長 大分、各会派の意見も、主張すべきことは主張してきたと思う。いろいろな条件の中で、あるいは相模原市議会を取り巻く環境の中で、そろそろ結論というか、6月定例会の議会運営をどうすべきかという部分をまとめながら特化していきたいと思うが、いかがか。

共産党。

○藤井委員 私は、議会運営委員会の場で採決というようなことはできるだけ避けるべきだという考えを持って、ずっとやってきた。会派としても、そういう立場でやってきた。ただ、このことについては、私どもは反対だが、採決という形で決めたという経過があった。新しい議会になってのこの時点で、私どもは最後まで同意しなかったという立場から、改めて、この議会で立ちどまって再検討しようという提案をする権利はあるかと思う。それが受け入れられるか受け入れられないかは全体の意見の話

だが、そういう意味では、あくまでも反対を貫いたという立場から、再検討しようということを、私はあえてこの場で提案したい。そのことについて諮ってもらいたい。今、阿部委員が言った、これまでの経過を踏まえて6月議会に進もう、どう決めてやっていくのかという意見に対して、私としては、やはりこの場できちんと提案したい、諮ってもらいたい。それが全体の合意になるのかならないのか。

○岸浪委員長 私に対する質問だと思うが、私は今までの議論をやはり大事にしたいと思うし、まとめ上げてきた今までの期間と、それだけに費やしたエネルギーと各会派のいろいろな主張があるから、ずっと積み上げてきたことは大事にすべきだと思う。

だから、今回、皆さんの意見を大事にしようと思っているのは、主張は主張として、やってもらいたいと思っていた。だから、各会派ごとに一般質問に対する考え方は少しずつ違うと思う。ただ、そのことが結果的には皆さんの代表する主張に変わってきているから、それはそれとしてお互いに理解しながら、尊重していくべきだと私は思っている。だから、それを踏まえながら、ここまで来た段階で、6月定例会を目指す中で、直近に迫ってきた中で、立ちどまってという意見もあるが、意見は意見として尊重し合うという部分で、何とか皆さんで理解してもらえればと思う。ここであえて委員長として諮って結論を出すのは、それはなじまないと……。

決着は多分、前期の皆さんでついているのだろうと思うので、今回は意見は意見としてお互いに尊重し合うというところで、何とか皆さんで合意する部分を見出していければと思う。それが委員長としての判断である。

無所属クラブ。

○東條委員 委員長が言うように、今までの議論はとても大事だと思うし、積み上げが大切だが、状況的に、本当にそういうことも含めて3月議会で議論がされ、その中でこういう結論だったのかどうか。全くそういう意味では、認識が変わってというか、3月議会のときの認識どおりのまま、この6月にこれを持ってきたのかどうかというところが私はよくわからないが、状況的には新しい議会になって変わったわけだから、そのところで、変化があったことについて皆さんが認識を持った中でどうなのだろうかということが、今、共産党が言っている、立ちどまって再検討し

てみないかという提案ではないかと私は思った。私も、そういう意味では立ちどまって再検討していきたいと思うので、そのところは意見として述べさせてもらう。

○岸浪委員長 前段の方、私もその中に入っていたが、なるべく私は客観的に、委員長の立場として話してきたつもりだし、このことについてはいろいろあるが、そういうふうな立場で話を聞いたというふうに思う。そういう意味で、私は今の質問に対して、踏み込んだ議論は避けたいというふうに思っている。ただ、先ほど話したように、やはり、そのときのままでやってきた議論の積み重ねでここまで来た、結論をそこで見出してきた。新しく議会選挙を通じて、ここに来て会派構成が変わったから、3月のメンバーでは決められない。新しいメンバーで質問者数は決めてほしいと、私はそういうふうなことだったと思っているので、そのことは、やはりこれから考えていくべきだろうと思っている。阿部委員も言ったとおり、これが100%相模原市にとってベストか、ちょっとその辺は、これから経過していく中で、また意見があろうかと思うが、それはそれとして、よりよい方向を目指して、やはり議運のそれぞれの立場で、それぞれのメンバーで、また積み上げていくことも必要なのかと思うが、今の段階では、先ほど話した内容だと私は思う。

無所属クラブと市民連合と共産党以外は、それぞれ取り組みが出されたし、また、主張すべき点は十分に主張してもらったと思うが、そのような形で、持ち越しになっているこの案件については、具体的には会派の各定例会の質問者数を決めていくということについて、いいか。

○藤井委員 いいかと言われれば、よくない。

○岸浪委員長 意見としてもらったので、次に、具体的な進め方に話を進めたいと思うが、具体的には奇数の数字が出るわけで、この奇数の取り扱いをどうするのかということがポイントなのかと思うが、そのことについて、どなたか意見があるか。

その都度の議論でそのことを決めていくのか、それとも2定例会を視野に入れながら決めていくのか、その辺にあるのだろうかというふうに思うが、何か意見はないか。

新政クラブ。

○阿部委員 1年間の枠というのも、なかなか先の話になってしまうので、2定例会で一つということで、4会派あると思うが、それぞれ奇数がうまくバランスがとれるように、今回、例えば9だったら、次は8というようなことを、この4会派の中で調整してもらえればと思う。無所属が2人いるが、そちらも2人で調整して分かれてくれればというふうに思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもも、検討してきた内容については、今、新政クラブが言ったように、1年間を見通して最初に固定してしまうのはなかなか困難性もあるということ、私どもとしても、考えてきた部分については、2定例会ごとという部分が一番具体的にやりやすいのではないかと考えてきた。あと、奇数のことについては、冒頭でも言ったように、4会派、該当する部分についての調整でできるのではないかと考えている。

○岸浪委員長 民主クラブ、意見はあるか。

○小池委員 うち公明党が言ったように、2定例会ごとでもいい。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 ちょっと申しわけないが、具体的に頭の中に浮かべたときに、どうなるんだろうかと思う。例えば、新政クラブは17だから9か。そのところをどういうふうに、要するに、先ほど委員長が言っていた、自分が一般質問をするときに、前の議会から、こうしようと思って調査をしたりしている。それは私も同じなので、その中で、自分はやろうと思っていた定例会で、調整の中でできなくなってしまうとか、やはり、そうなるとうそういうこともあるのかと、今、ふっと不安になった。4会派調整ということだと、自分の会派の中で調整するんだったら、やるとか、やらないとかがそのところである程度わかるが、外側と調整するのはかなり厳しい話かと、具体的に頭で浮かべると厳しいと思うが、前々から自分のやらなければならない喫緊の課題も出てくる中で、そういうところも含めて、他会派とも調整しなければいけないとなると、それはちょっと厳しい話だと思う。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 この調整のことは難しいと思うが、私も先ほど来言ったように、一定の時間や何かで制限を受けることが一切ないとは言わないが、

やはり多くの方が、できるだけ質問する機会を持つ方がいいと思う。ちょっと自信がないが、奇数であれば切り上げるというふうなことも、1人でも多くの発言者を目指していくという発想にはなれると思うので、切り上げるという発想はある。要するに、うちは5人だから、半数というとならば2.5だから3人という考え方があっていいのではないかと。

それで、議会は年4回ということだが、それぞれの期の議会は、もちろん対象、内容、それぞれ違うわけだから、単純に、まず数ありきで調整をして、要するに、どの会も同じ割り振りだということが本当に議会のありようとしていいのかどうか、引き続きそういう思いが残るので、人数を定めるにしても、切り上げることが可能である。もちろん3のところを今回は2でいいということがあってもいいと思うが、人間の体を半分に割るわけにいかないなので、切り上げる発想でやったらどうかと思う。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 今のところ、ない。

○岸浪委員長 一応、各会派の意見をもらった。奇数の取り扱いの部分について、るる意見が出た。無所属クラブからは他会派との調整は難しいというのがあったし、市民連合からは、24ぴったりの数字をいつも合わせて、数ありきということを疑問視するという意見もあったが、それを踏まえて何か意見はあるか。

○加藤委員 他会派との調整がなかなか困難ではないかということだが、例えばうちの会派のことを言えば、7人だから、年2回やるとしたら、仮に6月を4人、9月を3人という形を考えるのが普通だろうし、極端な数字のバランスを欠いたような形はしないと思うし、それはほかの会派も、奇数の部分の4会派、極端な形ではなくて、年2回という部分でのことを考えれば、5の場合だったら、今回は3、次は2、新政クラブの場合だったら、今回は9あるいは8、あるいは次は9という形の中でのことだと思うので、私はその部分については、そう他会派との調整が困難だというふうには受けとめていない。

○岸浪委員長 数字的には24という数字になるが、正副議長と監査委員を除いた議員の半数ということを目標に置きながら、その数字にぴったり合わせるというより、若干でこぼこはあってもいいということか。

○加藤委員 そうである。

○岸浪委員長 そうしないとうまくいかないのでは、それである程度と
いうか——どれくらいある程度かわからないが、出っ込みへっ込みはあつ
てもいいということは調整しようというふうな認識が出された。

無所属クラブ。

○東條委員 単純に数だけで考えると、公明党も奇数である。こちら
も奇数である。4会派が奇数である。そうすると、もしかしたら、4会派
が6月議会が4人ふえる。例えば、最大だが4人ふえる。次の月は、今度
4人少なくなる。少なくなるのは構わないが、言っているのは、4人ふえ
たから調整してほしいみたいな話がそこで出てくるのはちょっとと思うと
いうことである。そこはやはり、4人ふえてもオーケーということであれ
ば、それは単純に公平——それが公平かどうかは別として、委員長の言っ
た部分ではあるかと思うので、他会派との調整ではなくて、会派内でその
2、3をどうするかとかというのは、もちろん疑問を持っている課題とテ
ーマの関係があるから、もしその2つでくくるとしたら、もしかしたら3、
2になったが、次の議会は2、3になるかもしれない。それを含めて考え
ていかなければいけないわけで、余りこのところを、2、3だから次も
2、3でなければいけないとか、3、2だからずっと3、2にしてほしい
とか、そういうことになってしまうと本当に質問がしにくくなってしまう
ので、会派内の調整がそういう意味でどうなのかと思ったということであ
る。

○岸浪委員長 貴重な意見が大分出て、全くそのとお里と思うが、ほ
かに何か意見。

新政クラブ。

○阿部委員 市民連合から、弾力性を持たせて、ある程度の会派の中
でという意見があつて、それはそういう方向性でいいと思うが、ただ、単
純に切り上げというふうにしてしまうと、一番多い場合、無所属の2名を
両方切り上げということで毎回やるのか、そこを調整してもらうのかとい
う議論はまた別にやると思うが、そうすると27名の方がやる場合もある。
やはり奇数の部分、奇数でない方もいるので、平等性という話が出ていた
ので、そのところはしっかり、5名だったら3名のときもあれば次は2

名とか、その枠は半年、2定例会のうちで調整しようという議論でいいと思う。

それから、出してみても初めて調整ということはやはり難しいと思うので、ある程度、枠ではないが、どの辺かで確認するような場というか、調整機能は持たないとまずいのではないかなと思うので、その調整の枠は4会派でも、大きい方2つとか、小さい方2つとか、そういう枠づくりはまた別にあっていいと思うが、やはり人数はどこかで、3、3、2、2とかいう1年間の枠なのか、もしくは半年の枠なのかということは、やはり調整機能としては半年の中で検討しないと、委員長が言ったように、ある程度の内容性があるって、多いとき、少ないときがあるのはいいと思うが、今回多く、次にまた多いというのはない話で、その辺の調整はやはり必要だと思う。その場合は、やはり事前に、この議運の場で数を確認するということができないと難しいかなと思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 今、阿部委員から言われたような方向性で私もいいと思う。それと、先ほど無所属クラブから言われたような3、2なのか、次は同じように3、2、3、2なのか、3、2、2、3なのか、そういうような会派の中のさまざまな事情から発生したり、また、違う取り組みの考え方等あるだろうから、そういう意味も含めて、それは無所属クラブだけではなく、私どもの会派でも同じことが言えるのではないかなということがあったので、冒頭言ったのは、そういう意味で2定例会ごとにこの辺を検討したらどうかといった、そういう意味も含めてである。

○岸浪委員長 具体的には、振り分け等々をイメージしながら意見をもらった。お互いに調整するかしないかは別にしても、今定例会、これで定例会が決まれば次期定例会の人数が大体決まってしまうが、例えば6月定例会次第は、5月25日が議運だから、その部分で議論してもらおう。例えば、この定例会、どの会派は何人ぐらいとか——何人ぐらいでいいと思うが、そういうふうなことを披露してもらう場を、その場が一番いいと思う。皆さん、必要であれば。それは必要ないということであれば、それはそれでいいと思う。調整するか調整しないかは、その判断を待った方がいいと思うが、頭から24ぴったりということで調整ということではなく

て、ある程度でこぼこも想定しながら、調整が必要であれば調整する、調整しなければ調整しなくてもいいのではないか、そういうふうな部分で、ある程度、弾力を持たせておいた方がいいのではないかと思うが、いかがか。

共産党。

○藤井委員 今ちょっと浮かんだが、仮に事前に調整の場を持った場合に、例えば1人やるだけの枠を持っている会派が7人しか出てこなかった、4ちょっと余ったと。でも、会派の持ち時間制というのはあるが、しかし、弾力的な運用という中で、それをほかのところに回すような調整というのはできないのか。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 会派を越えて調整をするということは、方程式をひもとくようなことかと思うので、難しいような気持ちはある。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 なぜこのような意見を言ったかということ、持ち時間制といっても、極端に人数に開きがあった場合には、それこそ1人持ち時間2時間とか、計算上そうなる場合も考えられる。そういうあり得ないことを想定して、本来希望している議員の質問する権利を抑えてまで、それを担保する必要があるのかということにもなると思うので、そういう余りにも極端に開きが出た場合に、そういうことも考えていいのではないかと。

○岸浪委員長 意見として。なぜ私がそういう話をさせてもらったかは、例えば今回は新人議員が非常に多いという特色がある。それから、決算特別委員会もある程度視野に入れながら、9月定例会がそういうふうになると、常任委員会があつて、決算特別委員会があつて、一般質問があつて、代表質問があるという部分も想定しなければいけない。3月には予算があるから、予算での常任委員会の対策といった、各定例議会における特色があるから、それを想定しながら、1年、2年ぐらひは新人議員が非常に多いということで、各会派とも従来ないいろいろなこともあるかというふうに思うので、そんなことも含めて考えてみると、さっき言ったように、きっちり決めないで、ある程度出っ込みへっ込みは許容しながら、皆さんでそれをきっちり議会のシフトというふうな形の中で、とりあえずは、例

例えば6月定例会での5月25日にこの数字を披露してもらおうということを先ほど話した。とりあえずやってみるというふうな形でいかがか。

○東條委員 調整について、例えばだが、最大限出てきてしまって、25日の日に調整しなくてはいけないというふうになったときに、もう用意をしているわけである。通告は31日だから1週間あるが、そういう中で、調整をすること自身が、自分のところは1人やめなければいけないとか、そういう可能性が出てきてしまうということに対しては、会派内で調整は当たり前の話だと思うが、外の調整というのは、ちょっと受け入れがたい。そういう意味で、用意ができているにもかかわらず、なくなってしまふ、自分のところは次に回されてしまうというのは、ちょっと、調整をするのはどうしたらいいだろうというふうに頭を悩ませる。

○岸浪委員長 このメンバーで議会運営をしていくわけだから、きちんと意見を尊重し合うということでどうか。

○東條委員 調整というのは考えなくてよければ、進めていって仕方がないかなという気がするが、とても苦労した経過があるので、ちょっと調整だけはのめない。

○岸浪委員長 皆さんで、今の意見を聞いて、尊重し合うということかどうか。――

では、そういう形に取りまとめをしたいと思うが……。

○藤井委員 調整するということか。

○岸浪委員長 尊重する……。

○藤井委員 要するに、先ほど言った話だと、極端な例を言うと、奇数会派4つでやると、19になる定例会と15になる定例会と分かれる可能性がある。それでもよしとするのか、そうではなくて、調整して均等にするのか、こういう話だと伺っていたが、今の確認は、それはやはり、こういうふうに極端に分かれるのは好ましくないから、17、17になるように奇数会派で調整しようという意味か。

○岸浪委員長 振り幅が4つある。

○藤井委員 今は。

○岸浪委員長 今は。だから、最大で8つある。

○藤井委員 例えば、定例会だけを見ると、4会派で数えた場合には

17、17が均等である。それに対して最大ふえた場合が19と15、2定例会に1回。だから、19、15は勘弁してほしい、18、16ぐらいなら我慢しようと。その辺をどう考えているのかというのが、尊重し合うが、だめだったら19、15でしようがないということで行くのか、この辺のことは、やはり議運としては確認しておかないと。

○岸浪委員長 議運として確認、それはよしとか悪いとかということではないので、どういうふうを確認するのかと思って、今、頭を悩ませるところだが。

○東條委員 なければいいのではないか、基本的には調整はしない。何かあったときには議運の中で話し合うのは当たり前の話だが、調整するというふうに決めると、そのところで調整機能が入ってくる。だから、調整はなし。

○藤井委員 そうすると、今気がついてよかったが、奇数会派だけで言っているが、偶数会派だって3、1という場合だって、要するに、問題が噴出した事態においては、考えてみれば、奇数会派だけの話ではない。

○東條委員 時間が決まっているんだからいいのではないかと私なんかは思う。もう3日間の時間は決まっているわけで、その中で調整する必要はないだろう。だから、たくさんの議員が発言する場があったり、余り問題がなかったから少なかったというのだから、いいのではないかと私は思う。だから、そのところまで会派内部で調整というのは、ちょっとばかりなと。ここでも調整しなければいけないが、会派の中でまた調整をしなくてはいけない。

○岸浪委員長 基本的には正副議長と監査委員を除いた議員の半数だから、これは基本数字だから、会派の中での調整はそんなに差はないと思う。今言ったように、調整はしないということを基本にしておいて、何か問題があれば調整というような意見のようだが、それでも十分、議会運営は対応できると思うが、どうか。――

では、基本的には調整しないということで、事態が発生すれば議運の中で調整する――調整するというのは議論を共有するという形にしたいと思うが……。

○藤井委員 一々確認していきたくないが、今、2定例会ごとに考え

ていくということが前提になっている。そうなった場合に、偶数会派であっても、2定例会の中でそれを考えればいいということを考えると、1、3とか、0、4とか、そういうことも出てくるわけだが、そのことも、もちろん奇数、偶数関係なく、2定例会ごとにやるということなのか。

○岸浪委員長 というふうな具体的な話も出た。両極端の議論だと思うが、新政クラブ。

○中村委員 議長、副議長、監査委員2名を除いた中で2分の1という基本があって、冒頭から話のテーブルに乗っているのは、では奇数の5、5、7、17をどうしようかという部分だから、やはり偶数の会派の皆さんは割り切れる数字だという前提があるので、その前提のもとに、今、奇数の会派についての調整をしたと思っている。それでないと、本当の話の根底が崩れてしまうし、奇数の会派だけでも、ある程度の幅が出てしまう可能性がある。それを偶数の会派もそういうことになる、円滑な議会運営に支障を来すという部分もあるので、やはり奇数の部分を調整していくという方向で取りまとめていく、そういうふうを考える。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 そうだとすると、今の構成でいくと、たまたま会派に属していない方が2人いるが、先ほどの新政クラブの話だと、奇数会派ということと、1人議員の方はそのお二人でという話だったが、やはり一人一人で考え方が同じならいいが、違う場合に、調整というのは、それを求めるのは酷ではないかと思うので、そうだとすれば、1人議員の方もそれぞれ奇数だということでやった方が多少はましなのではないかと思うが、御当人がいるので。――

○岸浪委員長 今のは御当人にということか。

○藤井委員 一応、1人議員の方。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 やはり、お一人という立場の方については、この議運の中でも配慮しなければいけない。政令市の部分についても、私の方からも提案させてもらって配慮した経過があるので、共産党の考えでいいと思う。

○岸浪委員長 大体出そろったが、いいか。――

それでは、今までの議論を取りまとめていくと、5月25日に各会派の

一般質問者数を一応報告してもらおう。その報告に基づいて協議をするということで、その結果を見るという形で決めてもらえればいいかと思う。

あとの議論は、いろいろな幅広い議論が出たが、このことはやはり大事にしながら、また、考えてもらえればと思う。いいか。――

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 質問者の人数については、各会派内で調整をして、5月25日の議運で、その人数の報告をしてもらおうということでもいいか。

○岸浪委員長 はい。

○佐藤議事調査課長 その際、例えば24人とか25人、26人とかとなった場合の対応として、それは話し合い、調整をするということではなくて、そのままの人数で一般質問を行うという考え方でいいか。

○岸浪委員長 25人出た段階で、この議運のメンバーで、それが必要であるというならば必要だし、必要ないというならば必要ない。

○佐藤議事調査課長 わかった。

それから、質問時間の関係だが、資料では1人20分と書いてあるが、会派内で持ち時間調整できるという表記がある。こちらについては、先ほども3日間にしたという時間的制約の中の話もあって、1人20分掛ける会派の構成議員ではなくて、質問者数というふうに考えないと、3日間での時間的な制約がクリアできないと思うが、そこら辺は確認をお願いしたい。

○東條委員 ということは、会派の人数ではなくて、質問者の人数でないと3日間できない――そうなのか。そのところの認識がちょっとなかった。

今の話は、例えば2人の会派だったら、もともと40分しかないから、2人でやったら20分、20分でしかできないという話だろう。

○岸浪委員長 それは当たり前の話である。

○東條委員 前はそうではなかった。会派の中で割れたから。

○岸浪委員長 いや、昔からそういうことだった。

○東條委員 会派全体の人数だったから違う。

○岸浪委員長 そういうことね。

○藤井委員 それはその方が、趣旨としてはそうだ。

○東條委員 だからもともとが、うちなんかだと3人だったから、60分あって、2人でやると30分ずつできるという認識だったが、前はそういうふうにはしていたが、それだと3日間ではできないと言っているの、そこのところは、そうすると、質問者ということだから、質問者が3人のときと2人のときとあって、2人のときは40分しかないわけだから、それを2人で質問するのか、1人にするのかを決めるという話だろう。

○藤井委員 そうではない。まさに通告した人が20分で、2人だったら40分の中で、1人が15分、1人が25分ということはあり得ると、それだけの話である。

○東條委員 そうすると、40分はできない。そこのところは3、2というふうに分けたからということの中での確認をしないといけない。

○岸浪委員長 それは、今、問題提起はあったが、共産党。

○藤井委員 要するに、通告した質問者掛ける20分。だから、5人会派だったら、2人やるときには40分だし、定例会で言えば会派としては、3人やるときには60分ということだろう。それを3人の中で60分をどう配分するかは、それはその場でやればいい。

○東條委員 もう1回確認したいが、例えば3、2でやっているから、3人のときに、例えば6月議会で2人だったから、次は3人だとする。2つの議会で合計で決めると言ったから。うちの会派として考えたとき、やらなければいけないわけではないから、3人だが、2人しかやらないということだってあり得る。

○藤井委員 だけど、今回のそういう趣旨からいうと、質問者数かける20分だと。

○東條委員 だから、持ち時間を持っているが、2人しか出さなければ40分しかできないという話だろう。ちょっと、その認識は全くなかった。持って帰らせてもらいたい。

○藤井委員 それはこの制度の趣旨からすると、そうしなければ、やる意味がない。

○東條委員 うちの中では、そういう認識を持っていなかった。1人で20分というのは、持ち時間制だから、会派内で持ち時間調整ができる

というそのところは、今まではそうではなかったので、今までと同じだという認識を持っていた。

○江成委員 それはそういう認識があっても当然だ。

○東條委員 今までそうだったから、そこは変わらないという認識を持っていた。

○岸浪委員長 基本的には、今までのような考え方はない。質問者数の割り当て時間だから、あとは会派数で調整するということだから。ただ、さっき話があったのは、3人で通告しておいて、1人ができなくなってしまった。その20分3掛け、残る2人で持ち時間をできるのかということかと思ったが。

○藤井委員 通告しておいてできなかった……。

○岸浪委員長 通告というのは、議運の中でやりますよという意味である。

○藤井委員 今までの通告ではなくて。

○岸浪委員長 それくらい考えられるので。
いいか。

○東條委員 こればかりはよくない。

○小池委員 無所属クラブが言っているのは、例えば3人の割り当ての期があったときに、そこで、割り当ては3だが、時間がちょっと延びないので2人にして30分、30分やりたいと思ったら、そういうふうにするのかという話か。

○東條委員 いや、その前に、前は100分あったわけだから、その100分の中で調整をすればいいというふうに思っていたので、そのところが全く違っていた。会派を組む意味というのが、そういうところを含めて融通がきくということだった、議会の中で前回まではそうだった。だから、それをこういう認識だということを——私だけかもしれないが、全く認識がなくて、そのことを会派の中でも、100分あるという認識の中で考えていたので、そこを、よろしいでしょうか、はいというわけには、ちょっといかない。これまでこういうのを話し合ってきたが、もともとの認識が違っていたので、それはちょっと、ここで私の一存では決められない。

○藤井委員 議員の半数ということ、これは本意ではないが、そういうことにいった場合にも100分だということか。

○東條委員 そのこのところの認識が全く外れていた。やれないのは別だが、持ち時間としてはあるという。

○岸浪委員長 私が言ったのは、民主クラブが具体的な質問を出されたが、そういう部分が想定できるのかと思っていた。2定例会で決めたという部分だから、その分はまた使えるか使えないかということだろうと思う。

○東條委員 それもあるが。

○岸浪委員長 そのこの部分だと思う。そのこの部分であれば、うまく使えるようにしておいた方がいい。

○東條委員 やっぱり、これ、何か変である。

○岸浪委員長 全体の3日間の一般質問で、そこを調整すれば、多分、時間の中でできると思う。

○東條委員 持ち帰らせてもらえないか。ちょっと確認をとらないことには、私、勝手に進められない。

○岸浪委員長 持ち帰りたいという話があって、何とか、ここの部分だけは決める、きょうの午前中ぐらいだと思っていたが。

○東條委員 申しわけない。

○岸浪委員長 きょう、午後からの政務調査費説明会に関係する人がいるので、12時まで何とか結論をと思ったが、どれくらい時間がかかるか。

○東條委員 来てないが、電話をかけて聞いてみる。

○岸浪委員長 では、50分ぐらいに再開で大丈夫か。

○東條委員 わかった、済まない。

○江成委員 ちょっと、では、今の確認をしてほしいが、民主クラブが言ったように、3人予定していたところを2人の場合には、例えば30分、30分という組み合わせも可ということか、それとも……。

○岸浪委員長 そういう意味ではなくて、3人いて、できなくなった場合、3人で割ると60分の数字になるが、それは2人で有効に使ってもらう。

○佐藤議事調査課主幹 その3人ということは、その定例会が3人だったとみなして、その会派については、1人の方は放棄したということで考えたということでもいいのか。

○岸浪委員長 もちろん。
新政クラブ。

○阿部委員 今の考え方でいくと、例えば時間だけ3人分、60分と割り当てる。その中で5人やるとかいうのと同じ議論かなという印象を受けてしまったが、人数に対して20分なので、それは余り会派内という話にすると、そもそも、人数が半分ではなくて、時間で自由に会派内で調整できてしまうのかという話に聞こえてしまったので、それはやはり例外的な話なのかという印象があって、やはり、ちゃんと割り当てた人数でやるのが基本で、何か納得できる理由があればそういう場合もあると思うが、そういう弾力性は全然否定しないが、その辺はきっちりと認識を統一していかないと、今後、例えば25日に意見が出た後に、何か問題が起きると困ると思うので、きっちりさせたいと思う。

○岸浪委員長 基本的には、一般質問は、人数は決めたが、とにかく多くの議員にやってもらうことが一番基本だから、そのときに何らかの形でそういう問題があったときの対処方法だけの話だから、そんなに拡大解釈は多分ないと思う。

○中村委員 確認だが、例えば、質問する人が1人20分は持つて。2分の1という部分について、例えば6月と9月の定例会を一つの人数の枠にはめ込むとしたら、共産党だったら4人掛ける20分が6月、9月の部分の時間である。市民連合だったら、20分掛ける5の部分で6月と9月の定例会の時間指定があるというふうな認識を持っていないと公平な部分ではないと思うが、そういう確認でいいか。

○江成委員 それは6月で全部使ってもいいという話ではないのだろう。

○中村委員 そうではない。基本的には割り振りがあるから、要するに、不測の事態の部分である。

○江成委員 これ、素直に解釈すればいいのではないか。

○東條委員 ただ、やはり議案は、いろいろなことが起こった中での

質問だから、そうそう簡単に２、３、とか３、２とか、実際には決めにくい部分というのがある。

○岸浪委員長 さっき、質問があった関係について、とにかく持ち帰ってもらって、５０分に。

○藤井委員 主要な提案がちょっとわからなくなってしまったが、お二人の言っていることも、同じなのか違うのか、ちょっとわからなくなってしまったが、例えば５人会派で考えたときに、２人と３人の定例会がある。例えば３人のときに２人しか通告しなかった場合には、それが２人で６０分なのか、それとも２人で４０分なのか、どちらが提案なのか。

○岸浪委員長 話があったのは、例えば６月と９月の場合だったら、５人であれば２か３、３か２の数字がある。そのときに、例えば２と３の場合、６月に２と決めれば、９月は３しかない。３のときにその３人が２人になった場合、１人分の質問時間が与えられるかという質問で、それは民主クラブから出されたものである。

もう一つは、質問の通告というのは５月２５日に出されて、いいですよと確認した中で、一般質問期限までに、例えば１人病気になったとか、何かがあって発言できなくなったといった場合に、その人の利用分の２０分は回せるかと。

○藤井委員 いずれにしても、枠で定例会の時間を決めるのか、実際に通告した人数掛ける２０なのか、どちらでいくのかということだろう。

○岸浪委員長 次期定例会の話も、通告した人数はそうである。

○藤井委員 それを提案としてはどっちが提案しているのか。

○岸浪委員長 それは皆さんで決めてもらえばいいが、通告なら通告で。通告は、例えば今回の５月２５日が通告とすると、うちの会派として何人出ると。

○藤井委員 通告云々ではなくて、持ち時間を枠で決めるのか、質問する人数で決めるのかということである。

○岸浪委員長 持ち時間でやったら、何人でもできるというわけだろう。

○東條委員 時間が決まっているのだから、いいではないか。例として、その人は１０分しかできなくて４人。

○岸浪委員長 それはだめ。

○東條委員 何でだめなのか。

○岸浪委員長 それは趣旨が違う。だから、そんな拡大解釈しないで、無所属クラブは、さっきの民主クラブの質問に答えるだけでいい。そのことを返事してほしい。

○小池委員 どちらを提案しているのか。

○岸浪委員長 パターン、パターンを考えて、そういうふうに拡大解釈するから、ちょっと議論がかみ合わなくなってくるので。

○東條委員 いろいろ具体的に提案したときに、いろいろなものがあるということを拡大解釈というか、いろいろなパターンがあるという認識、そういうことというのは、ここで初めて出てきたわけである。皆さん会派の中でどういうふうに話したかわからないが、議運の中では初めてこういう話をしたと思うから、それはみんなで出た中で、どういうことならできるのか、どういうことはできないのかということを含めて検討すべきであって、余り、こうだ、ああだと決めつけることがいいのかなというふうに私は思う。

○岸浪委員長 こうだ、ああだと決めつけるわけでもないのだろうが、無所属とか、構成メンバーが少ないところはきつくなる。だから、その部分は皆さんでうまく対応しようというのがいいと思う。

○東條委員 私、基本的には、どういうところは決めなければいけないが、決めなくていいようなところがあれば、なるべく融通がきくような形で決めておくのがいいと思う。きちっきちと決めれば、それしかできなくなってしまう、身動きがとれなくなってしまうこともあるかと思う。ただ、決めなければいけないのに意見が言えないというのはちょっとというふうに思ったものだから、そこを含めて会派に持ち帰るということは、その説明をしなければいけなくなるというところの中での確認である。

○岸浪委員長 では、皆さんの合意が得られれば、今6月定例会、不測の事態が起きて質問できなくなった場合に、その時間を仲間の議員に有効に使ってもらおう。あとは9月を目指した中で、今後の人数の中で、その到達点にいかなかった場合は、会派の議員でその時間をうまく使ってもらおうというふうにしてもらえれば、皆さん合意ができれば、持ち帰りしなく

たっていいということだろう。

○東條委員 それはそれでいいが。

○岸浪委員長 それもだめだったら持ち帰るのだろう。

○東條委員 それは違う。根本的な話、100分の話が50分になってしまう、そこをちょっと確認しておかなければいけない。

○岸浪委員長 では、持って帰ってください。

○東條委員 済まない。

○岸浪委員長 では、皆さんはそういうふうな部分がないようだから、55分まで休憩する。

午前11時41分 休憩

午前11時55分 開議

○岸浪委員長 再開する。

東條委員。

○東條委員 西村議員にも確認したが、こういう認識はなかったということで、初めて聞いたということである。とはいうものの、皆さんは認識があったとすると、それは仕方がないのではないかというふうには思うが、そういう議論は、議会制度改革協議会のときから3月に至るまで、全くなかったというふうに言っていた。議論がないのに、ここで突然そういう形で決められるのはおかしいというふうにも言っていたことは申し添える。

○岸浪委員長 今の意見に、皆さん。――

多分、正副議長と監査委員を除いた議員の半数で会派の持ち時間、こういうふうな形で決まってきた経過の中で、今回は2定例会を意識した中で、そのことを決めていくという議論の中で出てきた経過があるから、多分、その辺で西村議員が言ったのだろうというふうに思うし、それはそうかもしれない。ただ、きょうの議論の中で、その辺が確認されてきたので、先ほど議論がされたが、質問者数で調整をしていくということだと思うが、そのような方向でいいか。――

では、そういうような形で取り組みたいと思う。

○江成委員 最終確認をもう一度お願いしたい。

○岸浪委員長 最終確認は、もうオーケーだが。

○江成委員 3人予定しているところに何らかの都合で出ないとすれば、3人目の20分というのは、ほかの人が活用することは可能であると。全部で60分あるから、何らかの都合で3人でなく2人になった場合には、3人としての持ち時間の60分を活用できるということでもいいのか。

○岸浪委員長 そうである。言葉的には、会派内の質問者数の持ち時間は調整できると。

○藤井委員 割り当て数だろう。

○岸浪委員長 そうである、割り当て数、数というのは質問者の持ち時間が調整できる、そういうことだと思う。

○江成委員 では、例えば3人の予定のところ3人が出る。20分ずつだが、ある1名は30分で、別の1名が10分で終わった。これもあり得るのか。

○岸浪委員長 はい。

いいか。――

○東條委員 6月が2人で9月が3人だったときに、3人でなくて2人という通告をしたら、それは40分しかできないのかということだが、私は、それはしていいのではないかと思う。全体のトータルの人数として5人をどういう形でやるかというのは、会派の中で決めればいい話なので、そこまで縛る必要はないのではないかと思う。

○岸浪委員長 意見はあるか。

先ほど私が説明したのは、東條委員が西村議員と話し合った内容で説明したことである。不測の事態という話をしたが、いろいろな事態があるわけだが、その分については、うまく時間を使ってもらおうというふうにしておいた方がいいのではないかと思うが、何か意見があったら。

○小池委員 私も先ほどそういう認識のもとで言った。公平性という視点の中で、会期3日間ということを決めた。それで、時間も会派でちゃんと案分して分けようという形でやっているの、その調整は可とすべきだと私は思っている。

○岸浪委員長 公明党、いいか。――

○阿部委員 確認だが、基本的には、割り当てた人数で質問を行うと

いう認識だが、今の議論の中で、人に対して、議会が始まってから通告した人の数掛ける20、その中では調整できるという話も途中あって、そうではなくて、割り当てた人に対して掛ける20分という話も今出てきたことではないのか。

○東條委員 割り当てた人ではなくて、会派の人数。

○阿部委員 会派の人数なので、例えば8人割り当てがあって、160分である。通告が5人しか出なかったといったときには、5人で160分を分けてやろうと。ただ、割り当てた人数が基本ということで、人が多い少ないは会派の中で決める、あってもいいが、努力目標ではないが、基本的には割り当てた人数ができるという認識でいいのか。

○岸浪委員長 とにかく割り当てられたという言葉が適正かどうかは別にしても、今までの議論の中で、質問者数が壁だったのだから、その数を限りなく100%に近い数字できちんとやってもらうしかないと思っている。その中で、会派の中で、今された議論の中身のような不測の事態が発生する部分については調整する。それから、通告については、奇数のことについて確認した場合に、全体の議会運営に支障を来たす場合は調整をする。調整はこの場所で行うという形になろうと思うが、その程度で議論はおさまるのかというふうに思っている。いいか。

○藤井委員 最後の部分で、先ほど会派に属していない1人会派も皆一人一人だということになったので、最大のグレーは、27と21に分かれる可能性があるということである。それでも、基本的にはそれでいくということなのか。

○岸浪委員長 それが全体の議会運営の流れに支障があれば、また、それは皆さんでこの場で考えることになると思うが、極力、その調整ということはされていくものだと思う。

—————◇○◇—————

その他

○岸浪委員長 その他に入るが、2件ほど事務局から。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 お手元に配付した議会だよりの題字だが、新し

い議会だよりを6月定例会号から編集することになり、こちらにA、B、Cと3案あるが、今までの分が若干こちらのようになっている。こちらが今までの題字で、お手元に配付したのは新しい題字の案になる。目次等についても、新しいのは右手に変えるようになるし、それから、インターネットのアクセスの関係についても、こちらの題字の一部分に挿入するような考えである。A案については、新市一体のまちづくりということも含めて、新しい相模原市の区域を図案として掲示している。B案については、現在の相模原市のあじさいマークを掲載している。C案については、あじさいマークが若干異なっているが、このようなデザインでいかがかということで3案を提案したいと思う。こちら3案については、会派でよく検討してもらって、できたら25日の議運の中で決定してもらえればありがたいと思っている。

○岸浪委員長 新しいスタートということもあって、題字も変えるということなので、25日まではまだ可能ということなので、25日にもう1回検討したいと思うが、なるべくなら幅を持っていただきたいことをお願いしておきたいと思う。

あともう1点、前回、議運でもらった議会だよりのホームページの開設の話だが、正副委員長に任された案があるが、確認だけ。

○佐藤議事調査課長 前回の議運で協議してもらったさがみはら市議会だよりの5月臨時会号だが、内容については既に確認してもらっているが、欄外について若干の意見があった。1ページの欄外だが、相模原市議会の情報は、ホームページでごらんになれますと、こちらは大きく変わっていない。それで、検索サイトからは相模原市議会を検索できますと、この表現を入れた。

次に裏面だが、前回は、市議会を傍聴しませんか、現在6月定例会が開催されています、ここで終わっていた。引き続いて、日程の詳細は、市議会ホームページでごらんになれますという文言を入れた。

○岸浪委員長 よろしく願います。

もう1点、私から、9月定例会の仮案を5月25日に議運に出すという形になっているが、実は9月の決算特別委員会の検討がまだ未知数な部分もあって、その関係で、常任委員会の回数を1日に2常任委員会を開催す

るということはあわせて検討に入っており、そのことが日程的に出せないという事務局からの話があった。とりあえず、５月２５日の議運では考えが出ないという形になるので、理解してもらいたいと思うが、私の立場上、２通りの案を出してもらえればというふうに思う。２通りの案を出すと、各議員に配られると混乱するので、議運のメンバーだけに２通りの案を出してもらって、それを参考にしながら、特別委員会の設置にかかわる協議について議論してもらおうという形を考えている。この関係を７月の頭には大体決めないと、理事者側は対応できないという部分もあると思うから、その辺が一つのポイントかと、時期的にはスケジュールはそういう形になろうと思う。それまでに、議運がどの程度開催されて、皆さんの議論がどの程度深められるのかがこれからのポイントだと思うので、それもあわせて話をした。

そのほか、何か発言があるか。――

ないようなので、次回の議会運営委員会は、５月２５日午前９時３０分から開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後０時１３分 閉会